

## 川崎市条件付採用教員審査会設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市条件付採用教員審査会（以下「審査会」という。）の所掌事項、組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事項)

第2条 審査会は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。）第12条の規定による条件付採用教員の正式採用について審査する。

### (組織)

第3条 審査会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 職員部長
- (2) 職員部担当部長
- (3) 教職員人事課長
- (4) 教職員人事課担当課長
- (5) 学校教育部指導課長
- (6) 総合教育センターカリキュラムセンター室長
- (7) 総合教育センターカリキュラムセンター初任者研修担当指導主事
- (8) その他、教育委員会が適当と認める者

### (会長及び副会長)

第4条 審査会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、職員部長をもって充て、副会長は職員部担当部長をもって充てる。
- 3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

### (会議)

第5条 審査会は、必要に応じ会長が召集し、その議長となる。

- 2 議長は、調査審議のため必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その説明又は、意見を聞くことができる。
- 3 審査会は、非公開とする。

### (庶務)

第6条 審査会の庶務は、教職員人事課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。